



第 3 章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

少子高齢化の進行、価値観の多様化、ひとり暮らし世帯や核家族世帯の増加など社会構造の変化とともに、地域のつながりが希薄化しており、社会からの孤立が、介護や子育てに関する問題だけでなく、生活困窮やひきこもりの問題など住民が抱える問題が多様化・複雑化しています。

そうした中、八百津町では、本町に暮らすすべての人が地域の中で年齢や性別や障がいの有無に係らず、生涯安心して暮らせるようなまちづくりを目指しています。

第3期においては、地域の力の活性化を重点と位置づけ、同じ地域とともに暮らす人々を理解しあうなかで、支え合いながらいつまでも住み慣れた地域で暮らしていけるような町を実現するために、「やさしい気持ち おもいやりの気持ちで つながるまち」を計画の基本理念として掲げ、各施策を展開してきました。

第4期計画においても、国が示す地域共生社会の方向性を踏まえながら、八百津町の地域の特性を踏まえ、住み慣れた地域で個人が尊重され、いきいきと暮らせるよう「やさしい気持ち おもいやりの気持ちで つながるまち」を進めるという第3期計画の基本理念を継承し、さらなる地域福祉の発展と充実を目指します。

[計画の基本理念]

や さしい気持ち

お もいやりの気持ちで

つ ながるまち



2 基本目標

基本理念の実現に向けて、以下の4つの基本目標のもと、施策を展開します。

基本目標 1 住民誰もが地域の問題に主体的に参加する
福祉のまちづくり

基本目標 2 住民誰もが暮らしの問題を相談できる
仕組みづくり

基本目標 3 地域福祉推進のための体制づくり

基本目標 4 住民誰もが安心して暮らせる環境づくり

3 施策の体系

〔 基本理念 〕

〔 基本目標 〕

〔 基本施策 〕

やさしい気持ち
おもいやりの気持ちで
つながるまち

基本目標 1
住民誰もが地域の問題に
主体的に参加する
福祉のまちづくり

(1) 福祉教育の推進

(2) 地域での交流の促進

(3) 住民助けあい活動の推進

(4) 当事者の組織化推進と活動の支援

基本目標 2
住民誰もが暮らしの
問題を相談できる
仕組みづくり

(1) 相談・情報提供体制の確立

(2) 権利擁護体制の推進

基本目標 3
地域福祉推進のための
体制づくり

(1) 地域福祉推進のための人づくり

(2) 八百津町社会福祉協議会の強化

(3) 福祉サービスの充実及び質の向上

(4) 役場庁内の連携促進

基本目標 4
住民誰もが安心して
暮らせる環境づくり

(1) 外出・移動、居住支援の充実

(2) 災害時や緊急時の支援体制の充実

(3) 防犯活動の推進

(4) 生活に困難を抱える人への支援

4 計画を進める上での視点

(1) 自助、互助・共助、公助

地域福祉とは、住民や福祉活動を推進する団体や事業者と行政が協働して地域の福祉課題の解決に取り組むことです。

地域福祉は、地域に住む住民一人ひとりが自立するための努力（自助）、地域に住む人が協力する日常的な生活援助活動（共助・互助）、行政が行う公的福祉サービス・支援等の取組（公助）がそれぞれの役割を分担し、協働しながらお互いの機能を発揮することにより、より効果的に推進できます。

国が高齢者福祉の分野で示している、地域包括ケアシステムにおいては、「自助」、「共助」、「互助」、「公助」の4区分で各種主体の役割について整理していますが、「共助」も「互助」も相互に支え合っているという視点では共通しているため、本計画では「共助・互助」として記載しています。

(2) 圏域の設定

地域福祉を効率的・効果的に展開できるよう、町域を以下の6つの圏域（八百津、伊岐津志、和知、久田見、福地、潮南）に区分し、地域福祉活動を推進します。

また、各地区に共通した課題については、町全体として施策を展開します。